

労働基準関係法令違反に係る公表事案

東京労働局

最終更新日：令和6年9月30日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|-----------|---------|----------|--------------------------------|--|------------|
| (株)大進工業 | 東京都足立区 | R5.11.13 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 170日間の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの | R5.11.13送検 |
| (株)キヨスミ製菓 | 東京都台東区 | R5.11.30 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条の9 | 食品加工用成形機に挟まれ・巻き込まれ防止のための囲い等を設けていなかったもの | R5.11.30送検 |
| 和気工芸(株) | 東京都板橋区 | R5.12.14 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第28条 | 丸のこ盤に設置された歯の接触予防装置を有効保持していなかったもの | R5.12.14送検 |
| (有)櫻井製作所 | 東京都品川区 | R6.1.18 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条 | プレス機械に安全装置を取り付けていなかったもの | R6.1.18送検 |
| 丸はし食品(株) | 東京都府中市 | R6.1.23 | 労働基準法第32条 | 36協定の締結・届出を行うことなく、違法な時間外労働を行わせたもの | R6.1.23送検 |
| 若林木工(株) | 東京都八王子市 | R6.2.5 | 労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第130条 | 木材加工用機械作業主任者に法定の職務を行わせなかったもの | R6.2.5送検 |
| 渡辺硝子加工(株) | 東京都足立区 | R6.2.21 | 労働安全衛生法第61条 | 無資格の労働者に玉掛けの作業を行わせたもの | R6.2.21送検 |
| (有)田村商店 | 東京都八王子市 | R6.2.22 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条 | 食品加工用ロール機に覆い等を設けていなかったもの | R6.2.22送検 |

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|-------------|---------|---------|--------------------------------|---|-----------|
| (株)ビッグモーター | 東京都多摩市 | R6.3.1 | 労働基準法第32条 | 36協定の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせたもの | R6.3.1送検 |
| 丸茂興業(株) | 千葉県市原市 | R6.3.4 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの | R6.3.4送検 |
| (有)豊一建設 | 千葉県市川市 | R6.3.4 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの | R6.3.4送検 |
| (株)大京アステージ | 東京都渋谷区 | R6.5.30 | 労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条 | 高さ2メートル以上の作業箇所に手すり等の墜落防止設備を設けていなかったもの | R6.5.30送検 |
| (株)ベリーズ・インク | 東京都千代田区 | R6.5.30 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 高さ2メートル以上の作業箇所に手すり等の墜落防止設備を設けていなかったもの | R6.5.30送検 |
| (株)三芳エクスプレス | 東京都江戸川区 | R6.6.6 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7 | フォークリフトを用いる作業で接触防止措置を講じていなかったもの | R6.6.6送検 |
| (株)加藤工業 | 東京都西東京市 | R6.6.28 | 労働安全衛生法第61条 | 無資格の労働者がフォークリフトの運転の業務を行ったもの | R6.6.28送検 |
| (株)レパスト | 東京都港区 | R6.7.9 | 労働基準法第32条 労働基準法第36条 | 36協定の延長時間を超えて、また、1か月について100時間以上かつ2から3か月平均で80時間を超えて違法な時間外労働を行わせたもの | R6.7.9送検 |

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|-------------|------------|---------|---------------------------------|---|-----------|
| (株) 嶋和 | 東京都大田区 | R6.9.3 | 労働安全衛生法第61条 | 無資格の労働者にフォークリフトの運転の業務を行わせたもの | R6.9.3送検 |
| 鐵光商事(株) | 千葉県市川市 | R6.9.10 | 労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第517条の17 | 高さ5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体の作業においてコンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任していなかったもの | R6.9.10送検 |
| (株) S R 商事 | 東京都足立区 | R6.9.24 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの | R6.9.24送検 |
| (株) 道光建設 | 東京都あきる野市 | R6.9.27 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3 | 作業計画を定めずに貨物自動車を用いて作業を行わせたもの | R6.9.27送検 |
| (有) ホームケア安井 | 東京都中野区 | R6.9.30 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条 | 高さ2メートル以上の作業箇所に作業床を設けていなかったもの | R6.9.30送検 |
| 日本マイティ(株) | 神奈川県横浜市都筑区 | R6.9.30 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第279条 | 易然性の物が存在して火災が生ずるおそれがある場所で点火源となるおそれのあるアーク溶接機及びガス切断機を使用させたもの | R6.9.30送検 |